

福岡県公報

平成19年3月28日
第2658号

目次

告示(第633号—第678号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	5
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	6
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

○建設業の許可の取消し	(商業・地域経済課)	6
○都市計画事業の施行	(建築指導課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	13
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	13
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	13
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14

公 告

○平成19年度調理師試験の実施	(健康対策課)	……………14
○平成18年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	……………15
○学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集	(教育庁義務教育課)	……………16
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	……………16
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	……………18
選挙管理委員会		
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地方課)	……………19
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地方課)	……………19
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課)	……………19
公安委員会		
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	……………20
○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正	(警察本部運転免許試験課)	……………23
○少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	……………23
福岡県豊前海区漁業調整委員会		
○ガザミの採捕の制限	(漁政課)	……………26
雑 報		
○保育士試験の実施	(子育て支援課)	……………27
○福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の概要	(廃棄物対策課)	……………35

告 示

福岡県告示第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第590号北九州市計画道路事業3・5・128号臨港1号線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成12年3月10日から平成23年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成17年3月福岡県告示第590号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第638号北九州市計画道路事業3・5・120号沖台通り線（沖台一工区）及び3・2・15号新池町線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成12年12月25日から平成23年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成17年3月福岡県告示第638号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第635号北九州都市計画道路事業3・5・115号小倉駅大門線及び3・2・108号室町大門線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年2月25日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第635号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年12月福岡県告示第2006号北九州都市計画道路事業3・3・47号日明渡船場線（中原）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年12月27日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成12年12月福岡県告示第2006号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成12年12月福岡県告示第2006号の事業地に同じ

福岡県告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第637号北九州都市計画道路事業3・3・175号城内大手町線、3・3・24号浅野町愛宕線、3・4・98号三萩野田町線及び7・7・11号都市高速道路1号線付属街路3号線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年10月8日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第637号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第637号の事業地に同じ

福岡県告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第634号北九州都市計画道路事業3・3・47号日明渡船場線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成18年10月14日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第634号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第634号の事業地に同じ

福岡県告示第639号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第587号北九州都市計画道路事業3・2・10号9号線（熊谷工区）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成18年10月9日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第587号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第587号の事業地に同じ

福岡県告示第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年11月福岡県告示第2064号北九州都市計画道路事業3・2・15号新池町線及び3・4・63号城野戸畑駅線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成15年11月21日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年11月福岡県告示第2064号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年2月福岡県告示第319号北九州都市計画道路事業3・3・39号飛行場南線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成13年2月28日から平成26年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成13年2月福岡県告示第319号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成13年2月福岡県告示第319号の事業地に同じ

福岡県告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第586号北九州都市計画道路事業3・3・92号緑行正線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成6年10月28日から平成23年3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分
平成17年3月福岡県告示第586号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第636号北九州都市計画道路事業3・4・90号黒崎駅前線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間
平成4年1月6日から平成22年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成17年3月福岡県告示第636号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第588号北九州都市計画道路事業3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び3・3・37号八幡直方線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成21年3月31日まで

- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成17年3月福岡県告示第588号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
平成17年3月福岡県告示第588号の事業地に同じ

福岡県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第589号北九州都市計画道路事業3・3・169号穴生水巻線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間
平成8年12月4日から平成23年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成17年3月福岡県告示第589号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

福岡市金武吉武土地改良区	平成19年3月15日
--------------	------------

福岡県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
柳川市吉富町、下宮永町、弥四郎町、矢留本町及び上宮永町 (柳川北部第2地区)	平成19年3月19日

福岡県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島郡志摩町大字桜井 (桜井地区)	平成19年3月23日

福岡県告示第649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久

留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス羽犬塚店
- (2) 所在地 福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年3月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ久留米白山店
- (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
M I D都市開発株式会社 代表取締役 工藤 英之	M I D都市開発株式会社 代表取締役 山本 功

福岡県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年3月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友古賀店

(2) 所在地 福岡県古賀市中央四丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前	変更後
東京都千代田区内神田二丁目16番11号	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番地12

福岡県告示第652号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年3月16日

2 処分を受けた者の商号等

名称	主たる営業所の所在地	氏名	許可番号

藤本産業	京都郡みやこ町犀川谷口466	藤本 秀孝	平成18年12月21日 福岡県知事許可（般-18） 第58191号
------	----------------	-------	---

3 処分の内容

土木工事に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記建設業者は、刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第198条（贈賄）の罪を犯したことにより、平成18年9月7日に福岡地方裁判所小倉支部において開かれた判決公判で、懲役1年2月（執行猶予5年）の有罪判決が言い渡され、同年9月20日に刑が確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

宗像都市計画道路事業 3・5・20号 光岡東郷線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県宗像土木事務所 宗像市東郷1丁目2番1号

4 事業地の部分

(1) 収用の部分

宗像市東郷5丁目及び6丁目並びに大字東郷字五反間及び字古ノ崎地内

(2) 使用の部分

宗像市東郷5丁目地内

福岡県告示第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第548号久留米都市計画公園事業5・4・3号津福公園（久留米市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

昭和57年1月26日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第548号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年2月福岡県告示第221号久留米都市計画公園事業2・2・74号花畑公園（久留米市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成15年2月5日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年2月福岡県告示第221号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年2月福岡県告示第219号久留米都市計画公園事業2・2・17号今畑公園（久留米市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成15年2月5日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年2月福岡県告示第219号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第547号久留米都市計画公園事業3・3・4号諏訪野町公園（久留米市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成4年12月4日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第547号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	豊 田 野 線 北	前	久留米市太郎原町391番1先から 同市山川神代三丁目2355番1先まで	5.8 ～ 10.9	939.2
			後	同上	6.1 ～ 18.0	

福岡県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	豊 田 野 線 北	久留米市太郎原町295番1先から 同市山川神代三丁目2355番1先まで

福岡県告示第660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第583号福岡都市計画道路事業3・3・43号博多駅春日原線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成12年8月4日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第583号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第583号の事業地に同じ

福岡県告示第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第579号福岡都市計画道路事業3・3・16号馬出東浜線、3・4・13号博多箱崎線及び3・2・10号国道3号線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年2月5日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第579号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第577号福岡都市計画道路事業3・2・9号博多姪浜線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第577号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第640号福岡都市計画道路事業3・3・15号千代柏屋線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第640号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第581号福岡都市計画道路事業3・3・18号御供所井尻線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第581号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第677号福岡都市計画道路事業3・4・163号馬出吉塚線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成15年1月22日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第677号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第677号の事業地に同じ

福岡県告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第576号福岡都市計画道路事業3・6・91号桜坂松原線及び3・3・41号博多駅六本松線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年2月5日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第576号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第642号福岡都市計画道路事業3・3・31号箱崎阿恵線、3・2・10号国道3号線及び3・4・13号博多箱崎線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年11月10日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第642号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年1月福岡県告示第156号福岡都市計画道路事業3・3・201号長浜臨港線及び3・3・14号千鳥橋唐人町線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成16年1月30日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年1月福岡県告示第156号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第664号福岡都市計画道路事業7・5・51号榎田通線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成7年3月10日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第664号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第582号福岡都市計画道路事業3・3・20号福岡筑紫野線及び7・5・39号高砂平尾線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第582号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第666号福岡都市計画道路事業3・5・171号美野島塩原線及び7・5・79号清水竹下線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成8年9月13日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第666号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第672号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第575号福岡都市計画道路事業3・4・57号屋形原須玖線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年11月26日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第575号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第578号福岡都市計画道路事業3・4・13号博多箱崎線及び3・3・15号千代粕屋線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第578号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第662号福岡都市計画道路事業3・3・164号梅林通線及び3・3・90号鳥飼梅林線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成10年10月21日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第662号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成14年12月福岡県告示第1993号福岡都市計画道路事業3・4・199号春日原駅前線及び7・7・88号側道春日原1号線〔春日市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成14年12月11日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成14年12月福岡県告示第1993号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第676号

川崎町木城土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏 名	住 所
大 谷 善之助	田川郡川崎町大字安真木7010番地の4
山 本 嘉 明	〃 〃 〃 7014番地
久 富 芳 太	〃 〃 〃 6893番地
大 谷 武 久	〃 〃 〃 6884番地
月 俣 功	〃 〃 〃 6793番地の2
大久保 俊 幸	〃 〃 〃 6975番地

2 就任監事

氏 名	住 所
光 成 久 雄	田川郡川崎町大字安真木6855番地
徳 丸 昌 孝	〃 〃 〃 7434番地の1
中 村 尚 壽	〃 〃 〃 7138番地

福岡県告示第677号

柳川山門土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏 名	住 所
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地

福岡県告示第678号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字桜井字釜戸3778-6の一部、3790-3の一部、3793-2の一部、3794-2、3795、3796、3797-1、3797-2の一部、3798-5の一部、3835並びに字登り浦3867、3867-2、3869、3893-3、3893-5、3894-1から3894-6まで、3895-1、3895-2、3895-4、3896、3897-1、3897-2、3898-1から3898-4まで、3900-1から3900-10まで、3924、3924-2、3930、3931-1から3931-3まで、3933、3933-2、3934、3935及び道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島郡志摩町大字桜井字釜戸3810

財団法人 二見ヶ浦公園聖地 理事長 水田 芳夫

公 告

公告

平成19年度調理師試験を次のように実施する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 食文化概論
- イ 衛生法規
- ウ 公衆衛生学
- エ 栄養学
- オ 食品学
- カ 食品衛生学
- キ 調理理論

(2) 日時

平成19年7月29日（日曜日）

午後1時から午後3時まで

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号

第一経済大学（平成19年4月1日から福岡経済大学に改称）

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5センチメートル、横5センチメートルのもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円を添えて住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務

所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課保健福祉相談係とし、大牟田市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）に提出すること。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者は、直接福岡県保健福祉部健康対策課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「健康対策課」という。）に提出すること。

(ア) 学校教育法第47条の規定に該当することを証する書類 1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所等で交付する。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年5月28日（月曜日）から6月1日（金曜日）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年6月1日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成19年8月20日（月曜日）に発表する。発表は、保健福祉環境事務所等に掲示して行う。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者については健康対策課に掲示する。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は健康対策課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 出題形式は客観式四肢択一とする。

公告

平成18年度福岡県ふぐ処理師試験（平成19年3月7日実施）の合格者を次のように発表する。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	47	92	147	190
3	48	93	150	192
8	49	94	151	193
10	50	95	152	197
11	51	99	153	198
12	52	104	154	200
13	56	109	157	206
17	57	111	159	209
18	59	113	162	213
20	63	114	163	214
25	64	115	164	215
27	65	120	168	217
29	66	121	169	220
30	67	124	174	225
31	70	126	175	226
32	73	127	177	227
33	74	130	179	228
34	78	131	180	232
36	80	133	182	
38	81	136	184	
40	85	138	185	
41	90	143	186	

43	91	145	187	
----	----	-----	-----	--

公告

次のとおり学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

学力実態調査の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら問題の作成から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3910

(2) 提案参加申込み期限

平成19年4月5日（木）午後5時00分

(3) 提案に関する説明

福岡県教育委員会ホームページに掲載

ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/>

kyoiku_index.html

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成19年4月12日（木）午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

エ 提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け（提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り）、学力実態調査実施検討委員会で審査する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア タイヤ（四輪自動車用） 種類及び数量の詳細については仕様書による。

イ タイヤ（二輪自動車用） 種類及び数量の詳細については仕様書による。

ウ バッテリー（四輪及び二輪自動車用） 種類及び数量の詳細については仕様書による。

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年4月9日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A、B
06	02	オートバイ、自転車	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年3月28日（水）から平成19年4月9日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年4月9日（月）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

ア 平成19年4月10日（火）午前10時00分

イ 平成19年4月10日（火）午前10時20分

ウ 平成19年4月10日（火）午前10時40分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量

警棒	2,704本
けん銃つりひも	2,704本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成19年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
尾崎株式会社

- (2) 住所
大阪府大阪市中央区徳井町2丁目4番14号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
47,130,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年12月27日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成19年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,676

福岡県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成19年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

747,300

福岡県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年3月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,783
北九州市小倉北区	49,857
北九州市小倉南区	57,753
北九州市若松区	23,954
北九州市八幡東区	21,095
北九州市八幡西区	69,692
北九州市戸畑区	17,341
福岡市東区	71,194
福岡市博多区	51,378
福岡市中央区	45,201
福岡市南区	65,692
福岡市城南区	32,761
福岡市早良区	55,291
福岡市西区	48,115
大牟田市・三池郡	40,503
久留米市	62,922
直方市	16,302
飯塚市	21,641

田川市	14,363
柳川市	10,908
甘木市	11,395
八女市	10,365
筑後市	12,750
大川市	10,897
行橋市	19,267
中間市	13,219
小郡市・三井郡	24,175
筑紫野市	25,970
春日市・筑紫郡	40,471
大野城市	24,379
宗像市	22,512
太宰府市	18,317
前原市・糸島郡	26,572
古賀市	14,976
糟屋郡	54,580
宗像郡	18,259
遠賀郡	26,842
鞍手郡	16,413
嘉穂郡・山田市	31,873
朝倉郡	13,621
浮羽郡	14,725
三潁郡	11,899
八女郡	14,888
山門郡	17,352
田川郡	25,265
京都郡	15,531

築上郡・豊前市	18,024
---------	--------

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年3月28日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部3号の項中「北九州市門司区西新町1丁目1番1地先」を「北九州市門司区柳町1丁目4775番4地先」に改め、同部10号の項中「築上郡上毛町大字上唐原1778番1」を「築上郡上毛町大字上唐原1778番1先の福岡県と大分県との境界」に改め、同部200号の項中「同町5159番3先」を「同市津田町5159番3先」に改め、同部202号の項中

福岡市早良区荒江2丁目119から糸島郡二丈町大字深江字川下2190まで
糸島郡二丈町大字深江字川下2190から同町大字鹿家字包石2556番2まで

を

福岡市博多区井相田1丁目1番20から同区西月隈4丁目528番2まで

福岡市南区向新町2丁目796番2から同区向新町2丁目908番まで

福岡市早良区荒江2丁目119から糸島郡二丈町大字深江字川下2190まで

前原市大字東字スス町364番9から糸島郡二丈町大字福井字赤岸4727番1まで

に改め、同部209号の項中

糸島郡二丈町大字深江字川下2190から同町大字鹿家字包石2556番2先の福岡県と佐賀県との境界まで

糸島郡二丈町大字福井字赤岸4727番1先から同町大字鹿家字包石2549番3先の福岡県と佐賀県との境界まで

みやま市高田町濃施中1111番6から久留米市東町42番13まで

を

久留米市荒木町白口字左平次牟田1367番から同市梅満町字立石二1132番1まで

に改め、同部211号の項中

みやま市高田町濃施中1111番6から久留米市東町42番13まで

北九州市八幡西区茶屋の原1丁目500番1地先から同区割子川2丁目1番13地先まで

を

北九州市八幡西区茶屋の原1丁目500番1地先から同区割子川2丁目1番13地先まで

に改め、同部264号の項中

嘉麻市漆生506番4先から飯塚市鶴三緒1551番1先まで

「同町507番26先」を「同市大石町507番26先」に改め、同部322号の項中

北九州市小倉北区片野4丁目247番地先から同市小倉南区富士見町200番地先まで

を

北九州市小倉北区片野4丁目201番地先から同市小倉南区大字呼野34番1地先まで

に、

朝倉市甘木1979番8先から同市甘木1754番5先まで

を

朝倉市甘木1979番8先から同市甘木1754番5先まで

田川郡香春町大字採銅所43番1先から同町大字高野1011番15先まで

に改め、同部496号の項の

次に次のように加える。

497号

福岡市西区福重3丁目483番4先から前原市大字東字スズ町339番先まで

別表第1 県道の部新門司港大里線の項中

北九州市門司区大字畑852番1地先から同区大字畑205番地先まで

を

北九州市門司区寺内3丁目9番2地先から同区柳町1丁目4775番4地先まで

に改め、同部長行田町線の

北九州市門司区大字畑852番1地先から同区大字畑205番地先まで

項の次に次のように加える。

三萩野魚町線

北九州市小倉北区香春口2丁目928番6地先から同区馬借2丁目220番26地先まで

別表第1 県道の部曾根鞘ヶ谷線の項中

北九州市小倉南区津田新町3丁目816番1地先から同区津田新町3丁目834番3地先まで

を

北九州市小倉南区津田新町3丁目816番1地先から同区津田新町3丁目834番3地先まで

北九州市小倉南区若園4丁目300番19地先から同区北方2丁目867番5地先まで

に改め、同部飯塚大野城線の

北九州市八幡東区清田2丁目2番1地先から同区荒生田2丁目1482番3地先まで

の項中「糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目2670番37先」を「糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2652番7先」に改める。

別表第1 市道の部中

北九州高速4号線	北九州市門司区大字黒川506番1地先から同市八幡西区引野1丁目5番6地先まで	を に
北九州高速1号線	北九州市小倉南区長野2丁目1809番11地先から同市小倉北区下到津1丁目177番2地先まで	
北九州高速2号線	北九州市小倉北区許斐町1番8地先から同市戸畑区川代1丁目68番地先まで	
北九州高速3号線	北九州市小倉北区菜園場1丁目7番地先から同区東港1丁目3番地先まで	
北九州高速4号線	北九州市門司区春日町845番4地先から同市八幡西区茶屋の原2丁目610番6地先まで	
北九州高速5号線	北九州市八幡東区東田5丁目1番108地先から同区神山町1432番62地先まで	

改める。

別表第1市道の部福岡高速1号線の項中「同市博多区千代6丁目78番1地先」を「同市西区福重3丁目483番1地先」に改め、同部福岡高速4号線の項の次に次のように加える。

福岡高速5号線	福岡市博多区月隈5丁目445番1地先から同市南区向新町1丁目572番地先まで
---------	--

別表第1市道の部新町井ノ浦線の項の次に次のように加える。

寺内大里戸ノ上1号線	北九州市門司区寺内3丁目8番13地先から同区大里戸ノ上3丁目13番8地先まで
------------	--

別表第1市道の部猿喰92号線の項の次に次のように加える。

大里新町3号線	北九州市門司区大里新町328番1地先から同区大里新町274番2地先まで
---------	-------------------------------------

別表第1市道の部新池25号線の項の次に次のように加える。

田町大手町1号線	北九州市小倉北区田町10番4地先から同区大手町24番4地先まで
----------	---------------------------------

金田菜園場1号線	北九州市小倉北区金田2丁目9番12地先から同区菜園場1丁目28番7地先まで
明和町宇佐町1号線	北九州市小倉北区明和町73番25地先から同区宇佐町1丁目65番8地先まで
明和町宇佐町2号線	北九州市小倉北区明和町105番1地先から同区宇佐町1丁目65番19地先まで

別表第1市道の部清水下到津1号線の項の次に次のように加える。

弁天町東篠崎1号線	北九州市小倉北区弁天町11番2地先から同区東篠崎1丁目121番地先まで
-----------	-------------------------------------

別表第1市道の部愛宕下到津1号線の項の次に次のように加える。

宇佐町大島1号線	北九州市小倉北区宇佐町1丁目208番11地先から同区明和町67番10地先まで
----------	--

別表第1市道の部下到津11号線の項の次に次のように加える。

大手町馬借1号線	北九州市小倉北区大手町103番地先から同区香春口1丁目899番12地先まで
----------	---------------------------------------

別表第1市道の部都下到津3号線の項の次に次のように加える。

北方1号線	北九州市小倉南区北方2丁目873番10地先から同区北方2丁目1051番8地先まで
横代北町1号線	北九州市小倉南区横代北町2丁目940番1地先から同区横代北町3丁目1018番13地先まで

別表第1市道の部徳力葛原線の項中

北九州市小倉南区津田新町3丁目816番1地先から同区葛原東3丁目1258番1地先まで	を
北九州市小倉南区津田新町3丁目816番1地先から同区葛原東3丁目1258番1地先まで	に改め、同部湯川飛行場線
北九州市小倉南区徳力7丁目18番1地先から同区津田1丁目831番1地先まで	

の項の次に次のように加える。

横代75号線	北九州市小倉南区大字横代62番1地先から同区大字横代340番1地先まで
横代16号線	北九州市小倉南区大字横代498番1地先から同区大字横代396番7地先まで
横代北町7号線	北九州市小倉南区横代北町3丁目1017番1地先から同区横代北町3丁目1110番1地先まで
横代東町11号線	北九州市小倉南区横代東町4丁目1014番1地先から同区横代東町4丁目499番1地先まで
南若園横代北町1号線	北九州市小倉南区南若園町219番1地先から同区横代北町2丁目896番3地先まで
横代北町60号線	北九州市小倉南区横代北町2丁目896番5地先から同区横代東町1丁目934番5地先まで
横代長野11号線	北九州市小倉南区大字横代375番1地先から同区大字横代256番1地先まで

別表第1市道の部空港北町1号線の項の次に次のように加える。

春の町大谷1号線	北九州市八幡東区春の町5丁目12番3地先から同区大谷1丁目2番7地先まで
清田山路松尾町1号線	北九州市八幡東区清田2丁目11番10地先から同区山路松尾町945番2地先まで

別表第1市道の部中央26号線の項の次に次のように加える。

山路松尾町2号線	北九州市八幡東区山路松尾町963番7地先から同区山路松尾町721番4地先まで
枝光39号線	北九州市八幡東区東田4丁目1番107地先から同区東田5丁目1番103地先まで

別表第1市道の部割子川1号線の項の次に次のように加える。

金剛58号線	北九州市八幡西区金剛2丁目608番5地先から同区金剛1丁目931番2地先まで
--------	--

別表第1町道の部早見～若草線の項の次に次のように加える。

宮山1号線	糟屋郡新宮町下府2丁目479番1地先から同町下府2丁目474番1地先まで
-------	--------------------------------------

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第87号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月28日

福岡県公安委員会

瀬高自動車学校 山門郡瀬高町大字長田3539-4 嘉久明子	瀬高自動車学校 山門郡瀬高町大字長田3539-4	を
-------------------------------------	-----------------------------	---

瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4 嘉久明子	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4	に改める。
------------------------------------	----------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第89号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成19年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則）第2号の規定により告示する。

平成19年3月28日

福岡県公安委員会

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
早川 鴻之輔		
大崎 信昭		

林 和子	092-734-0110 中央警察署 (少年係)	中央警察署の管轄区域	室 津 健 次	092-847-0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域		
舌 間 建 喜			原 康彦				
佐 藤 隆 昭			鈴 木 利 英				
井 上 鴻 一			後 藤 武 司				
坂 本 秀 代			田 崎 敏				
内 林 美 恵 子			092-805-6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域	小 野 眞 利	092-542-0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
後 藤 和 範					中 村 幸 雄		
梅 月 智 子					富 山 孝 昭		
伴 莞 爾			稲 永 寛 一 郎	0940-36-0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域		
貞 閑 秀 男	木 原 哲 司						
小 泉 博 美	溝 口 博 文						
福 山 誠	勝 野 隆 恵						
緒 方 博	川 上 ヨシ子						
満 生 博 文	重 松 悦 子						
安 武 重 次 郎	鶴 田 満 徳						
松 村 秀 豊	坂 井 保 幸						
迫 野 譲 二	小 森 隆 幸	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域				
片 岡 良 二	内 野 富 美 子						
米 倉 仁 山	永 里 芳 也						
宮 石 昭 紘	有 田 昇						
森 本 多 津 秋	熊 谷 三 郎 次						
萩 尾 武 士	木 村 文 夫						
早 川 哲 也	真 鍋 憲 生						
古 田 秀 巳	古 屋 光 男						
竹之内 忠	平 野 健 蔵						
092-412-0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域	博多警察署の管轄区域	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域			

結城満義		
山手健	092-939-0110 粕屋警察署(少年係)	粕屋警察署の管轄区域
飯田昭雄	0946-22-0110 朝倉警察署(少年係)	朝倉警察署の管轄区域
中原茂利		
徳永宏威	093-861-0110 戸畑警察署(少年係)	戸畑警察署の管轄区域
原田修		
宗雪修		
青木勇二郎		
菊池茂樹		
作間忠孝	093-771-0110 若松警察署(少年係)	若松警察署の管轄区域
濱小路兼生		
仲山チエ子		
山下康子		
柿木稔	093-691-0110 折尾警察署(少年係)	折尾警察署の管轄区域
讃井俊文		
渡辺大		
手代木勇一		
坂口弘二	093-321-0110 門司警察署(少年係)	門司警察署の管轄区域
河村勝美		
山口三男		
清水信之		
和智岡子	093-923-0110 小倉南警察署(少年係)	小倉南警察署の管轄区域
濱田俊史		
矢野了		

林利治		
宮地久男	093-662-0110 八幡東警察署(少年係)	八幡東警察署の管轄区域
岸原庸夫		
古野智慎		
坂本義徳		
宮弘	093-583-0110 小倉北警察署(少年係)	小倉北警察署の管轄区域
緒方弘治		
水岩敏昭		
尾家秀雄		
松永忠義		
永尾元彦		
丸山智明		
杉信市		
比嘉光雄		
池田勇		
木下人英		
久重路達男	093-645-0110 八幡西警察署(少年係)	八幡西警察署の管轄区域
吉村義隆		
松浦克巳		
木村幸男		
田中博		
木村嘉穂		
梶原茂義		
木原光康		
波多野直之		

江本庸時	0930-24-5110 行橋警察署(少年係)	行橋警察署の管轄区域
増田哲人		
三宅昭		
榎信義		
永井志尚	0949-22-0110 直方警察署(少年係)	直方警察署の管轄区域
弘洋二		
有田憲生		
隈井哲康		
菰田保夫	0948-21-0110 飯塚警察署(少年係)	飯塚警察署の管轄区域
古谷義秀		
小野本一二三		
江口昭夫		
古賀利広		
井上豊治		
古賀徳生	0947-42-0110 田川警察署(少年係)	田川警察署の管轄区域
福田秀人		
藤川一海		
住吉重信		
徳野康博		
重藤将宏		
栗秋武美	0942-38-0110 久留米警察署(少年係)	久留米警察署の管轄区域
古賀修身		
瀧上憲士郎		
森永雅之		
田中幹雄		

前岡義人		
角正司		
青木茂樹		
重松憲一	0943-22-5110 八女警察署(少年係)	八女警察署の管轄区域
谷川侯司		
古賀保則	0944-74-0110 柳川警察署(少年係)	柳川警察署の管轄区域
山口龍二		
有田武	0944-43-0110 大牟田警察署(少年係)	大牟田警察署の管轄区域
江上幸男		
斉藤敏博		
平川正治		
坂本幸弘		
木下幹雄		
藤原優子		
篠原信久		
前原和吉		

福岡県豊前海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第50号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、ガザミ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。

平成19年3月28日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 中川紀雄

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海域

2 体長の制限
全甲幅長13センチメートル未満のガザミは、採捕してはならない。

3 指示の有効期間
平成19年4月1日から平成21年3月31日

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成19年3月28日

社団法人全国保育士養成協議会
会長 石井哲夫

1 試験日
筆記試験 平成19年8月7日（火）・8日（水）
実技試験 平成19年10月14日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書提出方法および受付期間

(1) 提出方法

受験申請は、指定の封筒にて郵送（簡易書留）に限り受け付けます。

注意1：申請書および関係書類は、必ず一括して指定の封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意2：1つの封筒で1人分とします。

注意3：期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

(2) 受付期間

平成19年3月27日（火）～平成19年5月11日（金） ※5月11日（金）消印まで有効

3 試験会場
筆記試験 福岡経済大学（旧第一経済大学） 太宰府市五条3-11-25

実技試験 第一保育短期大学 太宰府市五条3-11-25

注意1：各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもってご来場ください。

注意2：試験会場への問合せは、ご遠慮ください。

注意3：筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

注意4：申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。

4 試験の概要

(1) 試験日と試験科目

筆記試験

期 日	試 験 科 目	入室時間	試 験 時 間
8月7日（火）	社会福祉	9:20	9:30～10:30
	児童福祉	10:50	11:00～12:00
	発達心理学	12:50	13:00～13:30
	精神保健	13:50	14:00～14:30
8月8日（水）	小児保健	14:50	15:00～16:00
	小児栄養	9:20	9:30～10:30
	保育原理	10:50	11:00～12:00
	教育原理	12:50	13:00～13:30
	養護原理	13:50	14:00～14:30
	保育実習理論	14:50	15:00～16:00

実技試験 ※ 筆記試験全科目合格者についてのみ行います。

10月14日（日）	音楽・絵画制作・言語 (受験申請時に2分野を必ず選択する)
-----------	----------------------------------

注意1：集合時間等については、実技試験受験票にてご確認ください。

注意2：幼稚園教諭免許状所有者で免除申請者は、選択不要です。

(2) 配点および合格基準

筆記試験

科 目	満 点
社 会 福 祉	100
児 童 福 祉	100
発 達 心 理 学	50
精 神 保 健	50
小 児 保 健	100

科 目	満 点
小 児 栄 養	100
保 育 原 理	100
教 育 原 理	50
養 護 原 理	50
保 育 実 習 理 論	100

実技試験

科 目	満 点
音 楽	50
絵 画 制 作	50
言 語	50

満点の6割以上を得点した者を合格とします。

『発達心理学』および『精神保健』は、両科目ともに6割以上を得点した者を合格とします。

また、『教育原理』および『養護原理』も、両科目ともに6割以上を得点した者を合格とします。

実技試験は、受験申請時に2分野を選択し、両分野ともに6割以上を得点した者を合格とします。

(3) 筆記試験について

① 筆記試験当日は、受験票・HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル・消しゴムを各自持参してください。

(筆記試験は、マークシート方式にて行います。)

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

② 試験会場への入室開始は、午前8時30分からとします。

③ 試験開始10分前までに入室してください。

やむを得ぬ事情で遅れた場合は、試験開始後20分以内までであれば入室を認めます。

ただし、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、原則として試験開始後の入室は認めません。

④ 試験中机上に置けるものは、受験票・筆記用具・時計（計算機、電話等の機能のついていないもの）とします。

※机の上に、携帯電話等を置くことを禁止（時計としての使用も禁止）します。

会場内に持ち込む場合は、電源を切ってください。

⑤ 試験会場からの途中退室は、試験開始後30分を経過した後から終了5分前までとします。なお、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、原則として途中退室は認めません。

⑥ カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の試験科目すべてについて無効となるほか、当該年試験から3年間の受験ができなくなります。

⑦ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいでください。

⑧ 音（アラーム等）を発するものの使用は禁止します。

(4) 実技試験について

① 筆記試験全科目合格者についてのみ行います。

② 受験票は必ず持参してください。紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

③ 実技試験の開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

④ 場合によっては試験が夕刻まで及ぶ場合がありますのであらかじめご了承ください。

⑤ 受験申請時に下記の中から必ず2分野を選択してください。

注意1：申請後の分野変更はできません。

注意2：選択していない分野の受験はできません。

音 楽

課題曲

ア. 『まつぼっくり』（広田孝夫作詞・小林つや江作曲）

イ. 『幸せなら手をたたこう』（木村利人作詞・アメリカ民謡）

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いしなさい。

ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを用いる。

ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1節のみとする。移調して歌うのも可。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

絵画制作

『保育所（園）での保育士と子どもたちとの活動の一場面を表現する』

注意1：表現に関する条件を試験の当日に提示します。

注意2：当日は、鉛筆（HB～2B）、色鉛筆（12～24色）、消しゴムを各自で用意してください。

（色鉛筆は油性色鉛筆・水性色鉛筆も可としますが、水性の場合、水分を塗布することは禁止します。また、クレヨン・パス・マーカー等の使用は不可とします。）

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

注意3：受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意4：試験時間は45分です。

注意5：試験用紙の大きさはB4判としますが、紙の種類および絵を描く欄の形や大きさは、試験の当日に提示します。

言語

各自あらかじめ用意した童話等を3分間口演する。

自分の前にいる20人程度の3歳児クラス、4歳児クラス、または5歳児クラスの幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

題材は、自作・他作を問わず、童話・神話・民話・伝説・昔話等自由とする。

注意1：話を聞いている幼児の対象年齢については、当日、実技試験採点委員が指示します。各年齢層に対応した題材・話を準備しておいてください。

注意2：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに実技試験採点委員に言ってください。

注意3：台本・道具（人形・絵本）等の使用は一切禁止です。失格になりますので注意してください。

注意4：3分間は退出できません。口演時間はタイムキーパーが計ります。3分間経過した時点で口演が途中であっても採点には影響ありません。

5 受験申請手続

(1) 受験手数料および支払方法

12,700円

「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの郵便振替払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて受験手数料を納付し、その郵便振替払込受付証明書を受験申請書（裏面）の指定位置に貼付して提出してください。

注意1：振込手数料は、申請者の負担となります。

注意2：ATMでの振込・現金書留・郵便小為替による納付は認めません。

注意3：既納の受験手数料は、原則として返還いたしません。

注意4：収納印（受付局日付印）が押印されていないものは、受け付けできません。

注意5：払込金受領証（払込用紙中央部分）は、受験者の控えとなりますので大切に保管してください。

(2) 提出期限および提出書類

平成19年3月27日（火）～平成19年5月11日（金） ※5月11日（金）消印まで有

効

※期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

受験申請者は、次に掲げる書類を一括して、期限までに必ず提出してください。

- ① 保育士試験受験申請書
- ② 郵便振替払込受付証明書を受験申請書の（裏面）指定位置に貼付してください。
- ③ 受験資格を証明する書類（(4)の受験資格および必要書類を参照。）

(3) 受験申請書提出後の注意事項

- ① 筆記試験受験票は平成19年7月23日（月）までに送付いたします。
 ※上記期日を過ぎても届かない場合は、保育士試験事務センターまでご連絡ください。
 ※郵便事情等で期日までに届かない場合がありますので予めご了承願います。
- ② 受験票が届いた時点で、
 漢字氏名・カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に誤りがないか確認してください。
 誤りがあった場合は、保育士試験事務センターまでご連絡ください。

※漢字氏名・住所欄に記載されている文字については、コンピュータ処理の都合上、外字・旧字体・異体字は、類字・新字体またはカタカナに変更し、受験票に印字される場合があります。

- ③ 提出された受験申請書等は、返却できません。
- ④ 受験申請書提出後の受験会場変更はできません。

(4) 受験資格および必要書類一覧

- ① 初めて受験する方（平成17年および平成18年に合格科目なし）
 該当する受験資格を下表で確認し、必要書類を提出してください。
 幼稚園教諭免許状所有者の方は、②免除申請する方を参照してください。
 ※必要書類は、全て原本が必要です。
 ※受験申請書と添付書類の氏名が異なる方は、改姓を証明する書類が必要です。

区分	No.	受験資格	必要書類（全て原本）	注意点
----	-----	------	------------	-----

学校教育法による

大 学	01	卒業（大学院在学中・卒業を含む）した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	02	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者 （大学卒業が見込まれる者・中退者も含む）	「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの62単位以上修得（見込）証明書	④注意点 ※3
	03	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		④注意点 ※1・※3
	04	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者		
	05	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
短期大学	06	卒業した者		学校が発行する卒業証明書
	07	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校が発行する卒業見込証明書	④注意点 ※1
	08	専修学校の専門課程・各種学校（詳細は10 受験資格詳細(1)の⑤）を卒業した者	「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの専修学校・各種学校用卒業（見込）証明書	④注意点 ※2・※4
	09	専修学校の専門課程・各種学校（詳細は10 受験資格詳細(1)の⑤）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者		④注意点 ※1・※2 ※5
	10	高等専門学校を卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	11	高等専門学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校が発行する卒業見込証明書	④注意点 ※1
	12	高等学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可

専修学校 各種学校 その他	13	高等学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校が発行する卒業見込証明書	④注意点 ※1
	14	盲学校、聾学校もしくは養護学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	15	盲学校、聾学校もしくは養護学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で今年度中に卒業が見込まれる者	学校が発行する卒業見込証明書	④注意点 ※1
	16	中等教育学校後期課程の専攻科を卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	17	中等教育学校後期課程の専攻科最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校が発行する卒業見込証明書	④注意点 ※1
高等学校 卒業	18	平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	19	平成8年3月31日以前に高等学校保育科を卒業した者		
高等学校 卒業 + 勤務経験	20	高等学校（平成3年4月1日以降）卒業後、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者	学校が発行する卒業証明書と、「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの児童福祉施設勤務証明書	卒業証書不可
勤務経験	21	児童福祉施設等で5年以上児童の保護または援護に従事した者	「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの児童福祉施設勤務証明書	
その他	22	外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者	最終学歴を証明する書類	卒業証書不可

23	その他		
----	-----	--	--

上記にあてはまらない方は、あらかじめ保育士試験事務センターにお問い合わせください。

② 免除申請する方

※必要書類は、全て原本をコピーしたものがが必要です。

※必要書類が受験申請書と一緒に添付されていない場合、免除されません。

※受験申請書と添付書類の氏名が異なる方は、改姓を証明する書類が必要です。

免除申請者	必要書類（全てコピー）	注意点
一部科目合格者（平成17年・平成18年の合格科目が免除対象）	「一部科目合格通知書」のコピー	平成17年・平成18年両方に合格科目がある場合、両方のコピーが必要です。 ※カラーコピー厳禁
試験科目を免除することができる学校として厚生労働大臣が指定した学校において、指定科目を全て専修し卒業した者	学校が発行する「保育士試験免除科目専修証明書」のコピー	※カラーコピー厳禁
幼稚園教諭免許状所有にて免除申請する者	「幼稚園教諭免許状」もしくは「教育職員免許状授与証明書」のコピー	※カラーコピー厳禁

注意1：初受験者の方で、幼稚園教諭免許状にて免除申請をした者および、「保育士試験免除科目専修証明書」のコピーを提出した者は、①の必要書類を提出する必要はありません。

注意2：平成19年の保育士試験にすべて合格あるいは一部科目合格した者は、合格後免除申請証明書として提出した全ての書類の原本提出が必要です。

③ 改姓を証明する書類

旧姓・現姓の両方が記載されている公的書類（戸籍の一部記載事項証明書、または戸籍抄本等）の添付が必要です。

※昨年受験した際に提出されていても、平成19年の受験申請書と添付書類の氏名が異なる場合は、本年も提出が必要です。

④ 注意点

- ※1 見込受験をした者について、年度中に卒業できなかった場合・62単位以上修得できなかった場合・在学2年間に満たなかった場合、合格しても結果は無効になります。また、保育士試験に合格・一部科目合格した者は、合格通知書到着後に必要書類を提出していただきます。
- ※2 学校が発行する卒業証明書・卒業見込証明書は不可。
- ※3 「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの62単位以上修得(見込)証明書が提出できない場合は、学校が発行する、証明印のある「62単位修得(見込)を証明する書類(成績証明書等)」と「在学証明書」を提出してください。
- ※4 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)もしくは各種学校(同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者。ただし、平成3年3月31日以前の高等課程卒業者はこの限りではない。
- ※5 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)もしくは各種学校(同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれている者。

6 試験科目の一部免除

平成17年・平成18年に合格科目がある方は、必ず免除申請を行ってください。

受験申請時に下記を証明する書類が提出されていない場合、また受験申請締め切り後に申し出ても免除はされません。

(1) 平成17年・平成18年保育士試験一部科目合格者

平成17年あるいは平成18年に、筆記試験の一部科目に合格している者は、平成19年保育士試験において免除申請をした場合に限り、合格科目が免除されます。

免除申請を行う者は、受験申請時に平成17年あるいは平成18年に交付された、『保育士試験一部科目合格通知書』の写し(原本をコピーしたもの。カラーコピー厳禁)を必ず提出してください。

※平成17年・平成18年にそれぞれ合格科目がある場合は、両方の一部科目合格通知

書のコピーが必要になります。

平成17年あるいは平成18年に合格した科目の再受験を希望する者については、再受験科目が不合格、または欠席となった場合でも、平成17年あるいは平成18年の合格科目は無効になりません。

(2) 幼稚園教諭免許状所有者

幼稚園教諭免許状所有者(臨時免許を除く)は、『発達心理学』・『教育原理』・『実技試験』が免除されます。受験申請時に『幼稚園教諭免許状』の写し(原本をコピーしたもの。カラーコピー厳禁)もしくは『教育職員免許状授与証明書』の写し(原本をコピーしたもの。カラーコピー厳禁)を必ず提出してください。

※教育職員免許状授与証明書は、幼稚園教諭免許を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

(3) 科目免除指定校専修者

厚生労働大臣が指定した学校において、指定科目を全て専修し卒業した者は、該当科目が免除されます。受験申請時に学校が発行する『保育士試験免除科目専修証明書』の写し(原本をコピーしたもの。カラーコピー厳禁)を必ず提出してください。

(4) 筆記試験全科目合格者(幼稚園教諭免許状所有者)

平成17年あるいは平成18年までに筆記試験全科目合格し、平成18年度に幼稚園教諭免許状を新たに取得した者は、平成19年の保育士試験受験申請手続きをすることで平成19年筆記試験および実技試験が免除されます。合格通知書を11月22日(木)までに送付します。

(5) 筆記試験全科目合格者(実技試験のみ受験)

平成17年あるいは平成18年までに筆記試験全科目合格している者は、平成19年の保育士試験受験申請手続きをすることで平成19年筆記試験が免除されます。実技試験受験票は、9月25日(火)までに送付します。

7 試験結果通知

(1) 筆記試験結果通知

① 筆記試験の結果は、平成19年9月25日(火)までに受験者全員に筆記試験結果通知書を送付します。

筆記試験全科目合格者には、結果通知書と併せて『実技試験受験票』を送付します。

実技試験の集合時間等については、『実技試験受験票』にてご確認ください。

注意1：可否結果についての問合せには、一切応じられません。

注意2：筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがあります。これらの業者と保育士試験事務センターは全く関係がありませんので注意をしてください。

② 筆記試験結果通知書の表記内容の説明

「合」：合格、「否」：不合格、「免」：免除、「欠」：欠席

平成17年または平成18年の保育士試験に合格し、試験科目の一部免除申請をした科目のうち、平成19年に再度受験を希望した科目については、以下の通り記載します。

・平成19年に再度受験して合格した場合：「合」

・平成19年に再度受験して不合格であった場合、または欠席した場合：「免」

(2) 保育士試験合格通知

① 保育士試験合格者には、平成19年11月22日（木）までに、保育士試験合格通知書を送付します。

② 保育士試験一部科目合格者には、平成19年11月22日（木）までに保育士試験一部科目合格通知書を送付します。

③ 得点個票は、平成19年11月22日（木）までに受験申請者全員に送付します。保育士試験合格者および筆記試験一部科目合格者には、合格通知書もしくは一部科目合格通知書をあわせて送付します。

8 合格後の手続き

(1) 保育士の登録

『保育士の登録』手続きを下記団体で行う必要があります。登録の際、合格通知書が必要です。

詳細は登録事務処理センターにおたずねください。

「登録事務処理センター TEL 03-5485-3150 URL <http://www.hoikushi.jp>」

※保育士試験事務センターとは、別団体です。

(2) (仮)合格通知書、または(仮)一部科目合格通知書受領者

① 免除申請者は、平成19年の受験申請時に添付した書類の全ての原本を提出してください。

・平成17年・平成18年一部科目合格通知書のコピーを提出された方は、平成17年・平成18年の一部科目合格通知書の原本を提出。平成17年・平成18年両方に合格科目がある場合、両方の通知書が必要です。

・幼稚園教諭免許状のコピー、もしくは教育職員免許状授与証明書のコピーを提出された方は、教育職員免許状授与証明書の原本（注1）を提出。

・保育士試験免除科目専修証明書のコピーを提出された方は、保育士試験免除科目専修証明書の原本を提出。

※全て原本が必要。コピー不可。改姓を証明する書類は不要です。

（注1）教育職員免許状授与証明書は、幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会で発行されますので、発行にあたっては当該都道府県庁にお問合せ願います。現在の氏名と異なっても、改姓を証明する書類の提出は必要ありません。

※幼稚園教諭免許状の原本は、送付しないでください。

② 見込受験者で、平成19年の受験申請時に、

・卒業見込証明書を提出された方は、卒業証明書の原本を提出。

・「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの62単位修得（見込）証明書、もしくは学校発行の62単位以上修得見込を証明する書類を提出された方は、学校が発行する62単位以上修得証明書（2年次修了を証明する書類）を提出。

※全て原本が必要。コピー不可。

③ 必要書類提出後、2～3週間で正式な合格通知書、一部科目合格通知書が送付されます。

・合格通知書が届いた方は、保育士の登録を行ってください。→(1) 保育士の登録へ

・一部科目合格通知書が届いた方は、各自で保管してください。→(3) 一部科目合格通知書受領者へ

(3) 一部科目合格通知書受領者

平成19年保育士試験で合格された科目は、平成21年の試験まで有効になります。

平成20年、平成21年の受験での免除申請の際に必要なになりますので大切に保管してください。

(4) 必要書類の提出方法

必要書類を入れた封筒（書類折り曲げ可）の表面に「必要書類在中」、裏面に「氏名・住所」と、「平成19年保育士試験の受験番号」を必ず明記し、保育士試験事務センターへ送付してください。

注意1：返信用封筒は必要ありません。

注意2：平成19年の（仮）合格通知書、または（仮）一部科目合格通知書は送付の必要ありません。

9 その他注意事項

(1) 『試験の手引き』・『受験票』・『払込金受領証』は、試験結果通知書到着時まで大切に保管しておいてください。受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

(2) 平成19年受験申請書を送付した後に、氏名・住所等が変更した場合は、「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの『氏名・住所変更届』と、必要書類をあわせて保育士試験事務センターまで送付してください。

(3) 受験の際の注意事項

① 不正な方法で受験または受験しようとした者は、その受験を停止し、またはその合格を無効とするほか、当該年試験から3年間の受験ができなくなります。

② ゴミは、試験会場には捨てず、各自が持ち帰ってください。

③ 当日の昼食は、各自持参してください。

④ 会場内は禁煙です。

⑤ 試験会場へは、公共交通機関等をご利用ください。

⑥ 上履きの必要な会場もありますので、『受験票』で確認をして各自用意をしてください。

(4) 筆記試験・実技試験の内容、および合否についての問合せには、採点方法等も含め一切応じられません。

(5) 受験に際して補助等の必要な方は、事前に保育士試験事務センターまでご連絡下さい。

10 受験資格詳細

(1) 次のいずれかに該当する者

① 学校教育法による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

③ 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

④ 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）もしくは盲学校、聾学校もしくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

⑤ 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）もしくは各種学校（同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

※学校教育法第56条第1項

大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

⑥ 学校教育法による中等教育学校の後期課程の専攻科を卒業した者または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者

⑦ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(2) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上（原則として1日6時間以上、1月当たり20日以上従事）児童等の保護または援護に従事した者（ただし、④については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者または配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る）

① 児童福祉施設

② 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成17年12月26日雇児発第1226003号）に規定するへき地保育所

③ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

ア 身体障害者更生援護施設

イ 知的障害者援護施設

ウ 知的障害者福祉工場

④ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日 児発第247号）に規定する家庭的保育事業

(3) 上記(2)に掲げる施設等において5年以上児童等の保護または援護に従事した者
※ただし、(2)④については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者または配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。

(4) 次の①または②に該当する場合は、経過措置等により受験資格があります。

① 平成3年3月31日までに次のいずれかの条件を満たした者

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、満18歳に達した後、児童福祉施設において1年以上児童の保護に従事した者

ウ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、満18歳に達した後、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者

エ 満18歳に達した後、児童福祉施設（へき地保育所を含む）において3年以上児童の保護に従事した者

② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

11 受験申請書の提出先および試験に関する照会先

社団法人 全国保育士養成協議会

保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル：0120-4194-82

電話：03-3590-5561（代表）

ファックス：03-3590-5593

ホームページ：<http://www.hoyokyo.or.jp>

Eメール：shiken@hoyokyo.or.jp

福岡県環境審議会公告

福岡県廃棄物処理計画の見直しに係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申の要旨について次のとおり公表します。

平成19年3月28日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 提出された意見の要旨

期間内に提出された意見書の総数 0件

2 知事への答申の要旨

別紙のとおり

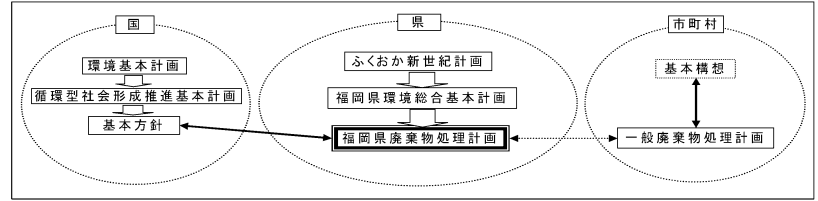
福岡県廃棄物処理計画の見直しに係る答申要旨

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の見直しに当たって

- 本県では、廃棄物処理法第5条の3（現在は第5条の5）第1項の規定に基づき、平成22年度を目標（中間年度 平成17年度）として福岡県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってきた。
- 計画策定後、社会経済情勢の変化、各種リサイクル法の施行によるリサイクルの動向の変化、循環型社会形成に向けた制度の整備や国の基本方針の改正等、新たな状況が生じている。
- このような状況を踏まえ、本県においても、現状及び課題を整理し、課題解決に必要な施策及びその推進方法を示す必要があるため、計画の見直しを行うものである。

※各計画との関係



第2章 現状と課題

第1節 総論

- 現状の把握は平成17年度実績
- 地域区分は県内4広域生活圏

第2節 一般廃棄物

○ 現状と進ちょく

項目	H12実績	H17目標	H17実績	達成状況
排出量	2,127千t	1,989千t	2,030千t	△
リサイクル率	12%	19%	17%	△
最終処分率	16%	13%	14%	△

達成状況 △：目標は達成していないが、目標に近づいている。

○ 将来予測

平成22年度の排出量は、1,969千t（平成17年度比 -60千t、-3.0%）

○ 一般廃棄物処理に係る課題

- ごみの排出抑制
- リサイクルの推進
- 一般廃棄物の処理体制の確保
- 災害時等における適正処理の確保
- 不法投棄等の監視指導の徹底
- 情報公開の促進

第3節 産業廃棄物

○ 現状と進ちょく

項目	H12実績	H17目標	H17実績	達成状況
排出量	10,060千t	10,600千t	11,370千t	×
資源化・減量化率	87%	91%	94%	○
最終処分量	1,628千t	1,161千t	779千t	○

達成状況 ○：目標を達成している。 ×：目標を達成しておらず、後退している。

○ 将来予測

平成22年度の排出量は、11,793千t（平成17年度比 +423千t、+3.7%）

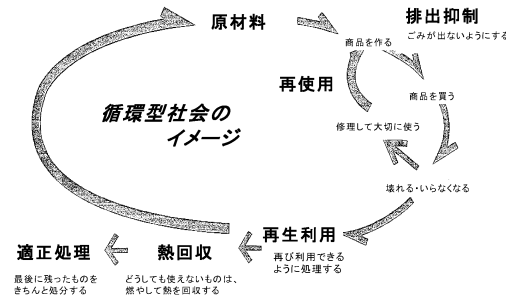
○ 産業廃棄物処理に係る課題

- 循環型社会の形成促進
- 排出事業者責任の徹底
- 産業廃棄物処理業者の育成
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
- 公共関与による産業廃棄物最終処分場の確保
- P C B 廃棄物処理対策
- 不法投棄等の監視指導の徹底
- 情報公開の促進

第3章 基本方針と目標設定

第1節 基本方針

- 目指すべき本県の将来像
・・・「循環型社会」



循環型社会を実現していくための6つの基本方針

- 廃棄物の排出抑制（リデュース）
- 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進
- 技術開発の促進と環境産業の育成
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 産業廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄の防止

第2節 目標設定

- 環境総合基本計画にも掲げている現行の平成22年度の目標の早期達成に取り組む。

	平成17年度実績	平成22年度目標値
一般廃棄物		
排出量(千t/年)	2,030	1,957
資源化率(%)	368	482
最終処分率(%)	17	23
産業廃棄物		
排出量(千t/年)	301	189
資源化・減量化率(%)	14	9
産業廃棄物		
排出量(千t/年)	11,370	10,750
資源化・減量化率(%)	12,706	12,465
最終処分率(%)	94	95
産業廃棄物		
最終処分率(%)	779	681
最終処分率(%)	6	5

第4章 主要施策

1 廃棄物の排出の抑制

- 1-1 一般廃棄物
 - (1) 事業系ごみの排出量の抑制
 - (2) 一般家庭からのごみの排出量の抑制
- 1-2 産業廃棄物
 - (1) 排出事業者における排出の抑制

2 再使用・再生利用の推進

- 2-1 一般廃棄物
 - (1) リユースの促進
 - (2) リサイクルの促進
- 2-2 産業廃棄物
 - (1) リユースの促進
 - (2) リサイクルの促進

3 技術開発の促進と環境産業の育成

- (1) 再資源化技術開発の促進
- (2) 環境産業の支援・育成
- (3) 環境技術を活かした協力の推進

4 一般廃棄物の適正処理の推進

- (1) 一般廃棄物処理施設等の新規設置の促進
- (2) 施設の適正な維持管理の確保
- (3) 処理困難物等への対応

5 産業廃棄物の適正処理の推進

- (1) 排出事業者処理責任の徹底
- (2) 産業廃棄物処理業者の育成
- (3) 必要な産業廃棄物処理施設の設置の促進
- (4) 施設の適正な維持管理の確保
- (5) 処理困難物等への対応

6 不法投棄の防止

- (1) 不法投棄の未然防止
- (2) 不法投棄物の撤去等原状回復
- (3) その他

第5章 計画の推進

第1節 各主体の役割及び連携

県民、事業者、廃棄物処理業者、行政それぞれの主体が、自らの活動形態等にに応じた対策に連携して取り組み、行政はそれらの活動を支援する。

第2節 計画の進行管理

- 施策の実施状況は、環境総合基本計画の進行管理の中で把握、評価
- 廃棄物の排出、処理等の状況の把握
 - 一般廃棄物：毎年度の市町村等一廃実態調査で把握
 - 産業廃棄物：適切な時期の調査実施等を検討